

引っ越したら住民票を移しましょう！

進学や就職などで転出された方は、原則、現在住んでいる寮・アパート等が住所地になります。

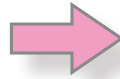
住所の異動がある方は、住民基本台帳法に基づき、転出・転入の手続きをする必要があります。

上下水道やゴミ処理、道路・公園の整備などの役割は、住んでいる市区町村が担っており、住民票は、こうした行政サービスや選挙人名簿への登録などにつながる大切な情報ですので、忘れずに手続きをしましょう。

転出・転入の手続きは簡単です！

引っ越し前の
市区町村

《転出前》
転出届を提出し、
転出証明書を受け取る



引っ越し後の
市区町村

《転入した日から14日以内》
転出証明書を添えて、
転入届を提出

○転入の届出の際には、記載事項の変更のため、マイナンバーの「通知カード」や「マイナンバーカード」をお持ちください！

Q. 引っ越したら、どこで投票できるの？

A. 新住所地に引っ越してから3カ月経過していれば、新住所地で投票できますが、住民票を移す必要があります。

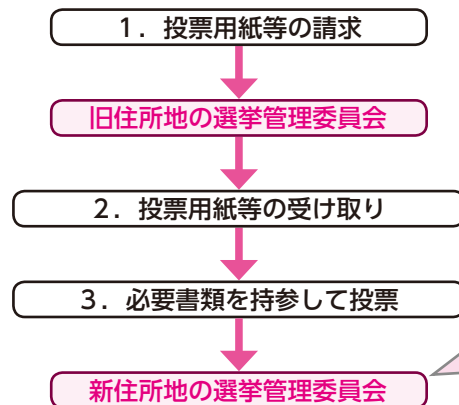
Q. 引っ越して3カ月経たずに選挙があるとき、投票できないの？

A. 引っ越し前の住所（旧住所地）に3カ月以上住んでいたのであれば、旧住所地で投票できます。

選挙期間中に旧住所地に行くことができない場合、不在者投票を活用できます。

※都道府県（市区町村）の選挙においては、当該都道府県（市区町村）の区域外に転出した方は当該選挙の投票はできません。

不在者投票の手続き



※不在者投票は、仕事や旅行などで、選挙期間中、現住所地以外の市区町村に滞在している方も、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で行うことができます。

※投票用紙等の郵送に時間がかかる場合がありますので、お早めの手続きをお願いします。

Q. 引っ越したら（住民票を移したら）、地元の成人式には出席できないの？

A. 幌延町では、町外に引っ越していても「成人式」に参加できます。

※成人式の参加対象者は次のとおりです。

- ①対象期間に生まれた方で、町内に在住している方
 - ②町内中学校の卒業生で保護者が町内に在住している方
 - ③町外学校を卒業しているが町内に保護者が在住している方（町内の学齢簿により抽出します。）
 - ④町内の中学校を転校し町外の中学校を卒業しているが町内に保護者が在住している方
- その他の要件については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先：転出・転入の手続きに関すること

保健福祉課 戸籍福祉グループ 電話：5-1115 告知端末機：5-8813

選挙に関すること

選挙管理委員会（総務財政課 総務グループ）電話：5-1111 告知端末機：5-8811

成人式に関すること

教育委員会 社会教育グループ 電話：5-1117 告知端末機：5-8817

幌延町生涯学習センター 電話・告知端末機：5-1321